

省エネ再エネ高度化投資促進税制に係る地熱発電設備仕様等証明制度の実施要領

1 本要領の適用

この要領は、設備ユーザーが、自ら取得又は製作若しくは建設した「地熱発電設備」について、当該設備の仕様等を証明する場合に適用する。

2 定義

(1) この要領において「地熱発電設備」とは、平成 30 年 3 月 31 日経済産業省告示第 69 号別表のうち、番号 2「地熱発電設備」をいう。

(2) この要領において「設備ユーザー」とは、地熱発電設備を取得等し、省エネ再エネ高度化投資促進税制の適用を受けようとする者をいう。

3 証明

(1) 設備ユーザーは、確認書の申請に当たっては、事業の用に供した日以降に地熱発電設備仕様等確認申請書（様式 1）に必要事項を記載のうえ、所要の添付書類とともに日本地熱協会（以下、「協会」という）に提出し、その控えを保管するものとする。

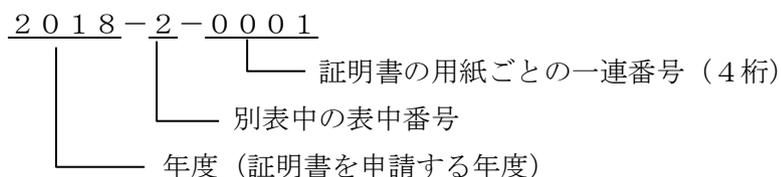
(2) 設備ユーザーは、事業の用に供した日から 1 年間（以下、「供用開始年」という。）及びその翌年の 1 年間の発電量の実績について、「地熱発電設備仕様等確認に係る運転実績報告書兼確認書」（様式 2）にて年毎に取りまとめて協会へ提出するものとし、協会より確認書が交付されるまでの間、その控えを保管するものとする。

なお、発電量の実績については積算電力量計のデータ等を書証として取りまとめるものとする。

(3) 協会は、様式 1 及び供用開始年分を取りまとめた様式 2 より、設備ユーザーの記載する設備の概要、供用開始年における運転実績について、添付資料の内容をもとに当該内容が該当要件を充足することの確認を行い、整理番号等を記入した上で、確認書を設備ユーザーに送付する。

なお、整理番号は年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。）の次に設備の種類を表す数字を付すものとし、次の例による。

[整理番号のつけ方]



(4) 協会は、供用開始年の翌年分を取りまとめた様式 2 より、運転実績について、添付書類の内容をもとに、当該内容が該当要件を充足することの確認を行い、確認書を設備ユーザーに送付する。
なお、整理番号は（3）で付した番号と同番号を付して送付するものとする。

(5) 資源エネルギー庁は、協会に対し、四半期（4月1日～6月30日、7月1日～9月30日、

10月1日～12月31日、1月1日～3月31日) ごとの証明書等の発行状況を、「地熱発電設備仕様等証明書発行状況報告書」(様式3) 及び関係書類の写しにより報告させることができる。

(6) 確認等に当たり内容に疑義が生じた場合には、資源エネルギー庁と協議の上、処理するものとする。

4 実施期日

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

以上

(参 考)

証明制度の仕組み

